



公益財団法人

藤沢市みらい創造財団

笑顔あふれるみらいを
応援します

要保管

2025年度 児童クラブ入所案内

児童クラブは、就労などの理由により保護者が放課後等家庭にいない児童のために、適切な遊びおよび生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的に開設しています。

この入所案内には、児童クラブの入所申込み手続き、利用方法、入所料等について記載しています。申込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。

1. 入所申込みについて

★【2025年4月1日からの入所希望者】 詳細は、2ページをご参照ください。

新規入所申込みは「電子申請」となります。ご自宅のパソコンなどの端末のほか、スマートフォンからも申込みが可能です。なお、申込みにはメールアドレスが必要となります。入所料の減額関係の書類・口座振替依頼書を除き各種必要書類については、写真等の添付でご提出いただけます。申請は財団ホームページの「児童クラブ新規入所申込み」にアクセスし電子申請をご利用いただきますようお願いいたします。

	新規入所	継続入所	入所の可否 (郵送にて通知)
	電子申請（児童クラブ新規入所受付） 窓口（9:00～16:00）	電子申請（みらぞうタッチ） または各児童クラブ	
一次受付	2024年11月13日(水) 9:00 ～ 2024年12月6日(金) 23:59	2024年11月13日(水) 9:00 ～ 2024年12月6日(金) 23:59	2025年 2月4日(火)頃
二次受付 *1	2024年12月7日(土) 0:00 ～ 2025年 1月10日(金) 23:59	2024年12月7日(土) 0:00 ～ 2025年 1月10日(金) 23:59	2025年 2月19日(水)頃
三次受付 *2	2025年 1月11日(土) 0:00 ～ 2025年 3月10日(月) 23:59	2025年 1月11日(土) 0:00 ～ 2025年 3月10日(月) 23:59	2025年 3月17日(月)頃

※入所申請から入所までの流れ（入所説明会等）については、財団ホームページをご覧ください。

※窓口受付は、ご自身で入力いただくタブレットを用意いたします。数に限りがありますのでご承知おきください。

*1 二次受付の方は一次選考終了後、定員（受入可能人数）に空きがある児童クラブのみ、一次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

*2 三次受付の方は二次選考終了後、定員（受入可能人数）に空きがある児童クラブのみ、一次と二次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

★【2025年5月以降の入所希望者（随時受付）】

※学校長期休業時の申請も含まれます。 ※入所希望日の4ヵ月前から申請できます。

※毎月、定員（受入可能人数）に空きがある児童クラブのみ入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

受付期間*3	入所希望月の 前月15日 までの受付（毎月） 例：7月入所は6月15日が締切日
受付方法	①電子申請（PCやスマートフォンで24時間可） ②ご来館のうえ窓口で入力も可能（午前9時～午後4時※土日祝日も受付）
受付先	藤沢市朝日町10-8 藤沢青少年会館2階 児童クラブ新規入所申請受付窓口
入所の可否	毎月20日頃 「入所承認通知書」または「入所不承認通知書」を発送いたします。

*3 締切日を過ぎると、入所希望月の申請は受付できませんのでご注意ください

2025年4月1日からの新規入所希望者受付方法について

■ 新規入所

新規申込みは【電子申請】となります。提出書類は、**写真(jpeg)**や**PDF**などのデータを添付してください。登録には**メールアドレスが必要**です。

なお、児童の状況で相談がある方は、お問い合わせください。(19ページ参照)

財団HPから

財団のHP (<http://f-mirai.jp>) から「児童クラブ新規入所申込み」をクリックし、ログイン画面へアクセスしてください。(<https://f-mirai-shinki-nyusho.jp>)

メールアドレスを登録いただくと、ワンタイムURLをお送りいたしますので、そちらから申請者(情報)の登録をお願いします。

申請者(情報)の登録後入所申請へ進むことができます。



児童クラブ新規入所
申込み受付ページ

電子申請

- 登録したメールアドレスにおいては「@f-mirai.jp」のドメイン解除をお願いします。
- ご用意いただく書類(就労就学証明書等)は、財団ホームページからダウンロードが可能です。
- メールアドレスの登録、→申請者(保護者)の登録、→申込み(家庭状況、児童情報)を入力いただき、申請の完了となります。入力項目が多い為一時保存機能を付加しております。最後に「状況」の確認をお願いします。
- 申請内容、証明書の内容など、財団が確認の必要があると判断した場合に限り、入力いただいた連絡先にご連絡することがあります。書類の不備や不足について、必ず連絡するものではありませんのでご承知おきください。
- 入所料減額に関わる書類【課税(非課税)証明書及び生活保護受給証明書】・預金口座振替依頼書においては、添付せずにご郵送をお願いします。送付先：〒251-0054 藤沢市朝日町10-8 (公財)藤沢市みらい創造財団 放課後児童育成課 管理運営担当 までお送りください。児童クラブへの提出は不可となります。
- 郵送に係る費用については、申込み者様の負担となります。また郵送事故等には責任を負いかねます。追跡可能なレターパック等での提出をおすすめいたします。
- 申込み期日までに提出された書類をもとに入所判定を行います。提出書類および内容を確認し、不備のないようご注意ください。判定に係る部分が確認できない場合は、不利になることがありますので、ご注意ください。
- 申込み期日に余裕をもって、ご申請いただくことをおすすめいたします。
- iPhone・iPadを使って入所申請する場合は、申請書類を事前に撮影してから電子申請を始めてください。

端末のご用意が難しいなど事情がある場合は、受付窓口にある端末から申請できます。

時間	午前9時～午後4時 ※土・日・祝日も受付します ※二次受付期間中の2024年12月28日(土)～2025年1月4日(土)は 年末年始につき休館となりますので、窓口受付はできません。
場所	藤沢市朝日町10-8 藤沢青少年会館2階 児童クラブ新規入所申請受付窓口

※受付窓口では、入力できるタブレット端末を用意します。数に限りがあります。

※多くの方にご来館いただいた場合、時間を空けて再来館をお願いすることがあります。

※「預金口座振込依頼書」の提出が必要となりますので、銀行口座が分かるもの・銀行印をお持ちください。

※児童の状況で相談したいことがある場合は、窓口にご来館又はお電話ください。

■ 継続入所

※みらぞうタッチからの電子申請となります。

※事情により、紙での申請を希望される場合については、下記をご参照ください。

時間	土・日・祝日を除く児童クラブ開所時間内
場所	現在入所している各児童クラブ クラブ長に提出

2.入所要件について

児童クラブの入所については、以下の要件を満たしている必要があります。

ただし、障がいの有する児童については、事前に十分な面談等を行い、施設の設備状況や必要となる支援内容などを確認し、検討した上で、入所可否を決定します。

放課後等において、以下の理由により保護者が不在となる家庭の児童である。

就労 / 求職 / 就学 / 疾病・負傷 / 障がい / 看護・介護 / 災害 / 出産・産休中

- ① 藤沢市内に在住または在学の小学生である。
- ② 学校、児童クラブ、家庭間の移動を独力で行うことができる。
- ③ 食事、排便、着脱衣、身の整理等を独力で行うことができる。
- ④ 指導員に介助を求めることなく、集団活動を行うことができる。
- ⑤ 自傷・他傷行為等の問題のある行動をしない。
- ⑥ 急な飛び出しや多動な行動をしない。

※財団理事長が特殊な事情があると認めた場合はこの限りではありません。

(1) 求職中の利用について

入所後3ヵ月目の15日までに、就労・就学証明書による就労または内定が確認できない場合は、退所となります。また、入所後3ヵ月目の7日までに就労を開始する必要があります。

入所後年度途中で退職された場合も同様となります。(例：5月31日退職の場合、8月15日までに提出。提出ができなかった場合は、8月31日で退所)

(2) 就学中（保護者）の利用について

申込み時点で、就労・就学証明書を提出してください。

ただし、入所日より前に保護者が卒業または退学する場合は、入所後3ヵ月目の15日までに要件を満たすための保護者の状況が確認できる書類の提出が必要です。確認できない場合は、退所となります。

(3) 出産・産休中による利用について

出産および産休（産後8週）中は利用できます。

ただし、出産を理由に入所された場合は、産後8週後の月末までの利用となります。

(4) 育児休業中の利用について

- ① 育児休業中は原則利用できません。
- ② 育児休業から復職される際は、復職される前月1日からの利用が可能です。財団から復職の予定等を確認させていただき、承認通知または不承認通知を発送いたします。
- ③ 復職の予定が決まっていない育児休業中の方は、次の条件を満たせば利用できます。

(ア) 一次受付、二次受付、三次受付の育児休業中以外の世帯の入所者がすべて決まった後、定員に空きがあれば入所が可能です。

(イ) 年度途中で育児休業を取得する場合、児童クラブの待機児童の有無にかかわらず、希望をすれば退所せずに年度内に入所することができます。ただし、翌年度の入所の可否については（ア）に準じます。

(ウ) 育児休業中の方が空きを待っているときに、通常の申込みがあった場合は通常申込み者が優先となります。

(エ) 出生児が満1歳に達する翌年度の5月31日までに復職しない場合は、5月31日までで退所となります。

(オ) 定員に若干名の空きがある児童クラブに対し、複数の育児休業取得世帯から入所申込みがあった場合は、「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」を基に入所児童を決定します。

3.提出書類について

的確な審査を実施するため、必要な書類の提出をお願いします。※児童一人ひとりに各書類をご提出ください。
申込み期日までに必要な書類の提出がない場合は、不利になることがあります。判定は、申込み期日までに提出されている書類に基づいて行います。

- ① 判定に必要な提出書類 ※下記表を参照
 - ・保護者の方それぞれについて提出が必要です。
 勤務先等で証明（ご記入）いただく書類もございますので、申込み期間に間に合うようにご準備ください。
 - ・必要書類は発行日から3ヵ月以内のものをご提出ください。
 - ・指定様式(◎印のある書類)以外での提出は判定の際に不利になることがありますので、ご注意ください。
- ② 預金口座振替依頼書 ※入所料等のお支払いは口座振替となります。
 継続申請は、未登録および口座変更の場合のみ必要となります。(用紙は児童クラブにあります)
 銀行への手続きは、財団にて行いますので銀行への直接提出は不要です。

★【保護者の状況を示す書類について】 ◎財団ホームページからダウンロードが可能です。

保護者の状況	必要添付書類
就労（自営を含む） 就学の場合 ※内定・予定を含む (会社員、公務員、自営業、 専従者、内職、農業等)	就労・就学証明書（原則、藤沢市内児童クラブ専用共通様式）◎ ※複数の勤務先がある場合は、所定の用紙をコピーする等複数枚ご用意ください。 ※所定の用紙に雇用主（事業主）又は就学先が証明したものを提出してください 内定の場合は、入所後3ヵ月目の15日までに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写し等）をご提出ください 就学の場合で、入所日より前に卒業、退学される場合は、入所後3ヵ月目の15日までに保護者の状況を示す書類の提出が必要となります ※家族で自営業を営まれている場合は、自営業主が家族の状況を証明してください
求職中	申込み時点での書類提出は不要ですが、指定期日までに就労・就学証明書の提出が必要となります
疾病・負傷	医師による意見書（診断書）◎※所定の用紙に医療機関で証明を受けてください ※障がい者手帳の写しを提出する場合は、医師による意見書の提出は不要です
障がい	障がい者手帳の写し等、障がいの等級などがわかるもの（両面）
看護・介護	①看護（介護）の必要性がわかる書類（医師の診断書・障がい者手帳等の写し） ②看護（介護）状況申告書 ◎※所定の用紙に看護（介護）者が記入してください
出産	母子健康手帳の写し（母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの）
災害	罹災証明書などの災害の度合いが確認できるもの

※就労・就学証明書【注意事項】

- ① 就労・就学証明書の押印は原則不要となりますが、提出にあたっては、必ず勤務先、就学先が作成した証明書を提出してください。
- ② 申請者自身が証明書の偽造・改ざんを行った場合、発行元の押印がなくても有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得るとされております。提出書類に偽造、改ざん等あった場合は、入所取消しとなる場合があります。（すでに入所している場合は退所となります。）

★【加点項目を判定するための書類について】

加点項目	必要添付書類
ひとり親世帯	戸籍謄本（2025年度より住民票から変更） ※入所申請者（保護者の方）ご本人の戸籍謄本が必要です。
離婚調停中	離婚調停中と判断できる書類（調停期日等呼出状、家庭裁判所における係属証明書等）
養育者世帯	養育者申告書（ホームページからダウンロードするか、来館された際にお申し出ください）
障がいを有する児童	障がい者手帳写し（身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）（両面）

★【入所料の減額に関する書類について】

	必要添付書類
生活保護受給者	生活保護受給証明書
市県民税額による減額対象者	所得（課税）証明書または非課税証明書 ※継続申請においてすでに減額済みの場合は提出不要です。

4.入所可能な児童クラブについて

(1) 指定の児童クラブについて

財団が運営する児童クラブ（14～17 ページ参照）は通学する小学校によって入所する児童クラブを指定しています。また、通学する小学校区に複数の児童クラブがある場合は、住所区域によって入所する児童クラブを指定しています。指定の児童クラブは個人の希望や都合によって、選択することはできません。ただし、以下の場合は例外となります。

なお、大越・大庭・亀井野・高谷・本町・八松小学校に通学する場合は、他事業者運営の児童クラブ（18 ページ参照）が指定となります。申込みは各事業者にお問合せください。

- 私学に通学する場合

市内在住の児童は「学校に近い児童クラブ」と「住所による指定児童クラブ」のどちらか、市外在住児童は「学校に近い児童クラブ」と「最寄駅に近い児童クラブ」のどちらかを選択してください。

- 慣例区により就学指定校を変更した場合

教育委員会において住所による指定校とは別の小学校への通学が認められた場合は、通学する小学校区の中で入所する児童クラブを指定しています。

- 慣例区以外の理由により就学指定校を変更した場合

変更後の小学校区の中で入所する児童クラブを指定しています。ただし、**財団が運営する児童クラブに入所することを理由にした就学指定校変更はできません**。藤沢市にて就学指定校変更を行い、「就学指定校変更承認済証明書」のコピーを下記期日までに受付窓口までご提出ください。

なお、下記期日までに提出がない場合または希望していた小学校への入学ができない場合は、変更前の小学校にある児童クラブでの申込み扱いとなり、入所判定の対象となる時期が変わりますので、ご注意ください。

<就学指定変更承認済証明書 提出期日>

申込書提出日	提出期日
一次受付期間	2025年1月24日（金）
二次受付期間	2025年2月12日（水）
三次受付期間	2025年3月12日（水）

- 確約書を提出した場合

児童クラブからの帰宅先が**通学する小学校区内にある**祖父母等宅の場合は、「住所による指定児童クラブ」ではない児童クラブへ入所申込みすることができます。ただし、**小学校区が異なる児童クラブへの入所はできません**。申込み時に「確約書」を提出していただき、その内容により審査いたします。「確約書」は、ホームページからダウンロードするか来館時にお申し出ください。

※実態がない場合は、入所は取消しとなります。

※待機児童への対応のため、年度途中で緊急的な児童クラブ整備を行う場合があります。学区内の住所による区割りを変更する必要性が生じた場合、年度途中で転所していただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

※辻堂小学校区・鶴洋小学校区就学指定校変更制度を利用する場合は、17 ページをご確認ください。

(2) 他事業者の運営する児童クラブがある小学校区について

- 財団が運営する児童クラブと他事業者が運営する児童クラブの両方がある小学校区については、どちらかを選択することができます。
※重複しての申込みはできません。ただし、待機先の児童クラブとして他事業者の児童クラブを選択することができます。
- 他事業者が運営する児童クラブへ入所を希望する場合は、各事業者の入所申込書を使用してください。
※財団での受付はできません。
- 他事業者が運営する児童クラブについてのお問合せは、各事業者へお願いします。利用料金・開所時間等が事業者によって異なります。

(3) 待機先の児童クラブについて

指定の児童クラブが定員に達し入所することができなかった場合に備え、申込み時に以下の4つより選択することができます。待機先の記入不足、未記入は、対応致しかねますので、必ず申込み時に入力してください。

- ① **空きがあれば近隣の児童クラブ*⁴へ入所しながら指定の児童クラブの空きを待つことを希望する**
希望した待機先の児童クラブに空きがあれば、そちらへの入所をご案内します。
待機先へ入所後も指定の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡します。
ただし、最初の連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は、次の優先順位者に移行します。
- ② **空きがあれば近隣の児童クラブ*⁴へ年度内は入所を希望する**
希望した待機先の児童クラブに空きがあれば、そちらへの入所をご案内します。
待機先へ入所後は指定の児童クラブに空きが出た場合でも年度内はご連絡しません。
- ③ **自宅待機（申込みを継続し、空きを待つ）**
指定の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡します。ただし、最初の連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は、入所申請を取消しとさせていただきます、次の優先順位者に移行します。
- ④ **申込みを取上げる**
入所不承認通知書をもって入所申込みはキャンセルとなります。
提出書類は破棄します。**再度、入所を希望される場合は、改めて新規入所申込みを行ってください。**

※ ① ②について

- 複数の児童クラブを記入することができます。※優先順位をつけてください。
- 希望した待機先の児童クラブに空きがなければ自宅待機となります。指定の児童クラブまたは希望する待機の児童クラブに空きができた場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡します。
- 申込書提出時にできる限り希望する全ての待機先児童クラブを入力してください。該当の小学校区の児童クラブ（他事業者が運営する児童クラブを含む）を待機先としてすべて入力のうえ、学区外の児童クラブを待機先として選択することも可能です。
申込書提出後に希望する待機先の児童クラブの追加および変更等があった場合には、申し出のあった日の該当判定月から追加・変更となります。**申請書提出時の受付期間とは異なる場合があります。**
- 他事業者の児童クラブへの入所が決定した場合は、書類一式を事業者間で引継ぎます。
- 児童クラブは、年度ごとに入所申込みが必要となります。そのため、申込み状況により年度ごとに異なる児童クラブに入所となる場合があります。

*⁴ 財団が運営する児童クラブ（14～17ページ参照）または他事業者が運営する児童クラブ（18ページ参照）を選択することができます。

5.入所の判定について

児童クラブでは、施設ごとに安全面・健康面等を考慮した定員（受入可能な人数）を定めています。定員を超える場合は藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準に基づき、入所受入可否の判定を行います。※詳細は、別紙「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」をご確認ください。

判定は、申込み期日までに提出されている書類に基づいて行います。「3.提出書類について」（4～5 ページ参照）で必要な書類をご確認のうえ提出をお願いします。

6.児童クラブの概要

(1) 活動内容

児童クラブでは、児童の成長を促すこととして、次の活動を行います。

- ① 児童の安全と健康を守り、豊かな心を育てる
- ② 遊びを通して自主性・社会性・協調性を培う
- ③ 生活の場を提供し、生活習慣を身につける
- ④ 家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤ 地域活動への参加など、地域の特性を生かした活動
- ⑥ その他、児童の健全な育成を助ける活動

(2) 開所日と開所時間

※児童クラブからの帰宅は安全面を第一に考え、原則保護者等のお迎えをお願いしています。

- ① 平日（月曜～金曜日）
 - ・通常授業時 ⇒ 午後 0 時 30 分～午後 7 時 00 分
 - ・短縮授業時 ⇒ 午前 10 時 30 分～午後 7 時 00 分
- ② 土曜日、学校行事等振替休日 ⇒ 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分
- ③ 長期休業日（春・夏・冬休み） ⇒ 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分

※午後 6 時から午後 7 時までは延長利用登録が必要となります。

(3) 延長利用について

午後 6 時から午後 7 時までは延長利用登録をすることにより、ご利用できます。ご利用にあたり別途延長利用料が発生します。

年度途中で利用を希望される場合および利用を中止される場合は、申請手続きをお願いします。なお、延長利用登録中は延長利用がなくても延長利用料が発生するため、延長利用が不要となる場合は、延長利用中止申請を行ってください。

※利用の登録がないまま、午後 6 時以降の利用をされた場合は、登録をしていただきます。

(4) 休所日

- ① 日曜日及び国民の祝日、1 月 2 日・3 日及び 12 月 29 日～31 日
- ② その他、公益財団法人藤沢市みらい創造財団理事長が必要と認める日
- ③ 災害等により小学校が休校となった日

(5) 指導員体制

開所時間帯は基本的に常時複数の指導員により運営を行います。

(6) 各種申請について

児童クラブ入所後の各種申請は以下のとおりです。申請内容によって期日が異なります。ご注意ください。

延長利用申請 : 延長利用を始めるとき

期 日: 速やかに

備 考: 申請日によっては、入所料とは別に延長利用料のみお支払いいただく場合があります。

延長利用中止申請 : 延長利用をやめるとき

期 日: 中止する月の月末

備 考: 期日に遅れると延長利用料が発生します。

例: 8月1日から延長を利用しない場合、申請する中止月は7月となります。

休 所 申 請 : 病気やケガ以外の理由で月の初日から末日まで児童クラブをお休みするとき

期 日: 休所する前月の月末

備 考: 該当月のおやつ代ならびに延長料金のお支払いが不要です。

特別休所申請 : 児童が病気やケガで児童クラブを長期休所するとき

期 日: 速やかに

備 考: 特別休所期間中は入所料・おやつ代・延長利用料のお支払いが不要です。

医師による診断書等の提出が必要です。

注意) 入所料は月単位となります。日割計算はできませんのでご了承ください。

特別休所終了申請 : 特別休所を終了するとき

期 日: 特別休所を終了する月の月末

退 所 申 請

期 日: 退所する月の15日まで

備 考: 期日に遅れると入所料が発生します。申請の取り消しはできませんのでご注意ください。

例) 8月1日から児童クラブを利用しない場合は7月が退所月となり、7月15日までに申請してください。

※長期休みのみの利用でも退所申請は必要です。

※自己都合の場合、退所後2ヵ月間は再入所することができません。

住所変更申請

期 日: 速やかに

備 考: 住所変更により、転校される場合は特にご注意ください。

※住所変更で児童クラブを異動する場合は、児童クラブまたは放課後児童育成課へご連絡ください。

なお、異動は月初めを基本とします。

- 異動先の児童クラブが定員に達している場合は、待機となります。
- 転校はせず学区外に転居する場合で、同小学校区内に複数の児童クラブがある場合は、自宅から近い児童クラブが指定児童クラブになります。

年度途中で異動するか年度内は現在の児童クラブに在籍するかはお選びいただけます。ただし、次年度申請は、住所地の指定児童クラブで申請していただきます。

姓 変 更 申 請 : 姓が変更になったとき

期 日: 速やかに

備 考: 提出が必要な書類があります。詳細につきましては、お問合せください。

7.料金について

(1) 入会金について

当財団が運営する児童クラブを初めて利用される際、初回の入所料と合わせてお支払いいただきます。
入会金は1度お支払いいただくことで、卒業まで有効となり当財団の運営する児童クラブへの再入所の際は不要となります。

<児童1人の入会金>

入会金	8,500円
-----	--------

(2) 入所料について

<児童1人の入所料(月額) おやつ代2,000円を含む>

1・2年生	3・4年生	5・6年生
16,500円	16,000円	11,500円

※児童クラブ入所中は、その月に児童クラブの利用がなくても入所料がかかります。

※入所料の日割り計算はできません。

※入所料には、遠足等の特別行事の費用は含まれておりません。特別行事に参加される場合は、別途費用をご負担いただきます。

※アレルギーによる完全除去が必要な場合については、おやつ代を免除とします。

(3) 延長利用料について

<児童1人の延長利用料(月額)>

基本延長利用料	個人市県民税額による 入所料減額世帯	きょうだい共に延長登録する場合2人目より	生活保護受給者世帯
2,000円	1,000円	1,000円	免除

※延長利用料の日割り計算はできません。

※延長利用登録をされている場合は、延長利用の有無に関わらず延長利用料が発生します。

※延長利用申請日によっては、延長料金を別途お振込みしていただく場合があります。(手数料保護者負担)

(4) お支払い方法について

ご指定の口座より毎月27日(27日が休業日の場合は翌営業日)に当月分を引落しさせていただきます。
口座振替依頼書のご提出がない場合および引落とし手続きの期日を過ぎてからのご提出となった場合は、金融機関での振込みとなります。その際、振込みにかかる手数料はご負担いただきます。

(5) 入所料等の滞納について

入所料等を期限までに納付いただけない場合は「督促状」を送付します。

3ヵ月分滞納となった場合は「最終督促状」を送付し、期限までに納付の確認ができない場合は退所となります。
児童クラブの安定した運営のために、期限内の納付をお願いします。

(6) 入所料の減額について

次に該当する場合は、入所料の減額を受けることができます。自己申告となりますので、該当する場合は必要書類を提出してください。

- ① 生活保護世帯
 - 入所料減額（月額）：5,000円
 - 必要書類：生活保護受給証明書
 - 提出期日：前月末日
- ② 世帯の個人市県民税額に基づく算定額が年額12万円未満

※すでに減額されている場合は提出不要です。

 - 入所料減額（月額）：12ページの表により減額
 - 必要書類：所得（課税）証明書 または 非課税証明書

＜所得（課税）証明書または非課税証明書の該当年＞

	4～6月分	7月分～
新規申込み または入所（待機）中で 未申請	令和6年度（令和5年分）	令和7年度（令和6年分）
入所（待機）中で 2024年度 減額申請済み	提出不要	

※市役所税制課または各市民センターで発行しています。

※令和6年度（令和5年分）は2024年1月1日に住所のあった市区町村が発行します。

※令和7年度（令和6年分）は2025年1月1日に住所のあった市区町村が発行します。

※証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。

※証明書の扶養欄に扶養している人数の記載があることを確認してください。記載がないと減額される金額が少なくなります。

※所得（課税）証明書または非課税証明書以外の書類では減額申請は出来ません。

＜所得（課税）証明書または非課税証明書の提出について＞

必要	父 母
	学生でない兄または姉 * ⁵
	祖父 祖母 その他同居人（住民票上同一世帯の場合）
不要	学生の兄または姉 * ⁵
	弟または妹

※住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合は、所得（課税）証明書または非課税証明書が必要となります。（単身赴任、別居の保護者等を含む）。

*⁵ 令和6年度（令和5年分）は2023年12月31日時点

令和7年度（令和6年分）は2024年12月31日時点で学生だった場合には提出不要です。

- 提出期日：下表参照

	4～6月分	7月分	8月分～
新規申込み または入所中で未申請	前月末日	2025年6月1日（日） ～ 2025年6月15日（日）	前月末日
入所中で2024年度に 減額申請済み	提出不要		
待機中	別途通知		別途通知

※郵送での提出は、消印有効となります。

※提出期日を過ぎた場合は、翌月分からの適用となります。遡っての減額はいたしません。

【算定方法】

$$\text{市県民税年額} - (33,000 \text{ 円} \times 0\sim 15 \text{ 歳の扶養人数} + 12,000 \text{ 円} \times 16\sim 18 \text{ 歳の扶養人数})$$

例) 市県民税額(年額) 父:120,000円 母:10,000円
 0~15歳の子:1名(父が扶養)
 16~18歳の子:1名(母が扶養)

	年額の市県民税 (a)	0~15歳		16~18歳		算定後の金額 (a-b-c)
		人数	金額(b) (人数×33,000円)	人数	金額(c) (人数×12,000円)	
父	120,000円	1人	33,000円	0人	0円	87,000円
母	10,000円	0人	0円	1人	12,000円	0円
その他						
合 計						87,000円

※算定後の金額がマイナスとなる場合は、「0」円として計算してください。

市県民税に基づく算定額の世帯合計が87,000円となり、12ページ対応表より月額1,250円の減額を受けることができます。

<確認用>

	年額の市県民税 (a)	0~15歳		16~18歳		算定後の金額 (a-b-c)
		人数	金額(b) (人数×33,000円)	人数	金額(c) (人数×12,000円)	
父	円	人	円	人	円	円
母	円	人	円	人	円	円
その他						
合 計						円

【市県民税額の確認方法】※以下のいずれかで確認することができます。

- 「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
- 「市民税・県民税納税通知書」

上記2つは、市県民税額の確認のみとなります。減額の申請書類として使用することはできません。

- 市役所で発行している「所得(課税)証明書」
 (証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります)

<減額対応表>

市県民税に基づく算定額（年額での世帯の合計額）	児童一人あたりの入所料減額（月額）
0円	5,000円
1円 ～ 14,999円	4,590円
15,000円 ～ 24,999円	4,170円
25,000円 ～ 34,999円	3,750円
35,000円 ～ 44,999円	3,340円
45,000円 ～ 54,999円	2,920円
55,000円 ～ 64,999円	2,500円
65,000円 ～ 74,999円	2,090円
75,000円 ～ 84,999円	1,670円
85,000円 ～ 94,999円	1,250円
95,000円 ～ 104,999円	840円
105,000円 ～ 119,999円	420円

8.児童クラブ確認事項について

児童クラブをご利用いただくにあたり、以下の内容について**入所申込み時に確認する為、必ずお読みいただき、同意をいただきますよう**お願いします。ご不明な点は、お問合せください。

1	入所案内及び入所判定基準を理解し、申込みをすることに同意します。
2	提出書類の内容について、電話や訪問などにより自宅及び勤め先に確認する場合があります。
3	提出書類の内容が事実と相違した場合は、入所取消しとなる場合があります。
4	定員超過のため指定の児童クラブに入所できず待機となった後、入所可能な連絡に対し、連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は次の優先順位者に移行されます。
5	保護者が退職または求職中で入所後3ヵ月目の15日までに、入所後3ヵ月目の7日までに就労を開始した(する)ことが確認できる就労・就学証明書(内定を含む)を提出しない場合は退所となります。年度途中で退職または求職中となった場合も同様となります。
6	自己都合により退所した場合は、原則2ヵ月間は再入所することができません。 例)8月末退所の場合は、11月1日から入所可能(受付は入所前月の10月15日が締切)
7	年度途中で家庭の状況が変わった場合は、児童クラブにお伝えください。また、みらぞうタッチで申請してください。状況を確認のうえ、入所継続の可否を判断いたします。
8	入所料(月額)を3ヵ月分滞納し、最終督促に応じない場合は、入所取消しとなります。
9	学校、児童クラブ、習い事、家庭間の移動については、保護者の責任で行ってください。
10	プールや遠足などの行事において保護者の引率をお願いすることがあります。
11	お子様の日々の生活の状況について、相談等のための個人面談をお願いすることがあります。
12	児童クラブで安全・安心な集団生活を続けることができない場合は、ご家族とご相談のうえ、年度途中や年度更新時に利用をお断りすることがあります。
13	集団指導を行う児童クラブでは、常に個別な対応を行うことができませんが、特別な配慮が必要なことがある場合には、ご相談ください。
14	延長利用中止申請および退所申請を期日までに行わなかった場合は、翌月の入所料等の支払いについて承諾します。
15	入所料の減額対象世帯は7月分以降の入所料の減額に関して、2025年6月1日以降に「令和7年度(令和6年分)所得(課税)証明書」または「非課税証明書」の提出が必要となります。ご提出がない場合は、入所料の減額は適用されません。
16	本申請に記載した情報・税情報等について、児童クラブの運営に必要な範囲で使用すること、また事業主体である藤沢市より閲覧の請求があった場合には、それに応じることを承諾します。
17	入所児童への適切な対応を図るため、小学校等との連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行います。
18	希望した児童クラブへの入所が不承認となり、他事業者の運営する児童クラブへ入所を希望する場合に限り、入所申請の円滑な受付を行うため事業間で関係書類を引き渡すことに同意します。
19	他事業者の運営する児童クラブに入所していた、または入所予定である場合に限り、入所児童への適切な対応を図るため他事業者と連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行うことに同意します。
20	保護者が入所説明会を欠席、または保護者との連絡が取れない等、入所月の前月末日16時までに、入所の意志確認ができない場合は入所取消しとなります。例:4月入所の場合、3月31日16時まで

9. (公財) 藤沢市みらい創造財団の運営する「児童クラブ一覧表」

※マークのある小学校区については、他事業者の運営する児童クラブもあります。詳細は 18 ページをご覧ください。

小学校区	児童クラブ名	所在地と電話番号	住所区域
鵜洋 ※	どろんこ	鵜沼桜が岡3-16-9 TEL 50-1441	鵜沼松が岡1~4丁目 / 鵜沼桜が岡1丁目1~2番地、3丁目1~16番地、4丁目 / 鵜沼橋1~2丁目
	第2どろんこ	鵜沼松が岡5-9-4 TEL 23-2003	鵜沼松が岡5丁目 / 鵜沼桜が岡3丁目17~20番地 / 本鵜沼1~4丁目 / 鵜沼海岸6~7丁目
	はすいけ	鵜沼藤が谷4-16-3 TEL 50-5012	鵜沼桜が岡1丁目3~18番地、2丁目 / 鵜沼藤が谷1~4丁目
高砂	風の子	辻堂西海岸2-1-14 TEL 36-2134	辻堂1丁目14番地の一部 / 辻堂4~5丁目 / 辻堂西海岸2丁目1、6、9、12番地
	海の子	辻堂6-16-9 TEL 35-0800	辻堂3丁目 / 辻堂6丁目1~17番地、20~22番地
	風の子分館 (仮称)	辻堂西海岸2-1-14 TEL 未定	辻堂6丁目18~19、23~27番地 / 辻堂西海岸2丁目11、13~14番地
善行	杉の子	大庭8323-5,6 TEL 81-2603	下記以外の善行小学校区の児童
	虹の子	大庭8323-5,6 TEL 90-0533	善行3~7丁目 / 藤沢の一部 / 亀井野2750~2780番地の一部
大道 ※	チンチロ	藤が岡2-3-5 TEL 23-0486	藤が岡1~3丁目 (一部を除く)
	かわせみ	朝日町3-3 TEL 55-2220	朝日町 / 大鋸1~2丁目の一部 / 藤沢26~614番地の一部 / 鵜沼花沢町の一部 / 南藤沢の一部 / 鵜沼石上1丁目の一部
明治	芝の子	羽鳥4-10-7 TEL 34-0134	城南3丁目3~6番地、4丁目5~10番地 / 稲荷
	麦の子	羽鳥1-1-70 TEL 31-0733	城南1丁目 / 羽鳥1丁目1~6番地、2丁目1~17番地 / 辻堂神台2丁目4番地の一部、5~13番地
羽鳥	森の子	羽鳥3-17-16 1階 TEL 33-5310	城南2丁目1~13番地、3丁目1・2番地、4丁目1~4番地、5丁目1~6番地 / 羽鳥3丁目10番地・15~21番地、4丁目7~12番地 / 大庭
	小羊	羽鳥4-5-28 TEL 36-8082	羽鳥4丁目2~6番地・13番地、5丁目5番地~
	こぐま	羽鳥3-17-16 2階 TEL 31-6161	羽鳥3丁目1~9番地・11~14番地、4丁目1番地、5丁目1~4番地 / 辻堂新町1丁目2番地・16番地・19番地、2丁目12~17番地、3丁目8番地・9番地の一部 / 辻堂神台1丁目6番地 (C-X内マンション)、2丁目2番地 ※辻堂新町1丁目2番地、辻堂神台1丁目6番地 (C-X内マンション)、2丁目2番地は、羽鳥小学校区における非隣接学区のため麦の子児童クラブも選択可能
片瀬	どんぐり	片瀬5-14-4 TEL 25-4444	片瀬2~3丁目 / 片瀬山 / 片瀬目白山 / 江の島 / 鵜沼藤が谷1丁目9・11番地、2丁目1・13・14番地 / 住所区域がどろんこ・第2どろんこ児童クラブだが、就学指定校変更制度を利用し片瀬小学校に通う児童
	いるか	片瀬5-18-18 TEL 25-2828	片瀬4~5丁目 / 片瀬海岸 / 住所区域がはすいけ児童クラブだが、就学指定校変更制度を利用し片瀬小学校に通う児童
村岡 ※	コロリン	弥勒寺1-15-16 TEL 27-1155	弥勒寺1~526番地の一部、弥勒寺1~3丁目の一部 / 宮前の一部 / 小塚の一部 / 大鋸1丁目の一部 / 村岡東の一部 / 高谷の一部
	キラリン	弥勒寺1-12-15 TEL 55-5515	弥勒寺3丁目の一部、4丁目 / 藤が岡3丁目の一部
浜見	浜見	辻堂西海岸1-4-1 1階 TEL 35-0741	浜見小学校区の児童

※マークのある小学校区については、他事業者の運営する児童クラブもあります。詳細は18ページをご覧ください。

小学校区	児童クラブ名	所在地と電話番号	住所区域
大鋸※	わんぱく	大鋸976 TEL 26-2226	西富番地（国道1号線以南） / 大鋸852～1243番地、大鋸3丁目の一部
	やまびこ	大鋸976 TEL 55-2223	上記以外の大鋸小学校区の児童
滝の沢	ありんこ	遠藤641-3 TEL 88-0643	遠藤300～400番地台、600番地台、870～954番地 / 大庭 / 茅ヶ崎市堤
	てんとう虫	遠藤641-3 TEL 89-0227	遠藤700番地台、800～869番地
湘南台	ひまわり	湘南台5-29-3 1階 TEL 45-3828	湘南台1丁目、4丁目、5丁目1～14番地 / 下土棚
	あさがお	湘南台5-29-3 2階 TEL 45-5577	湘南台5丁目15～37番地、6丁目34～56番地 / 高倉
	はやぶさ	湘南台6-5-18 TEL 44-7244	湘南台6丁目1～33番地、7丁目 / 今田
辻堂 ※	つばさ	辻堂東海岸2-6-18 TEL 36-0755	辻堂東海岸1～4丁目
	はばたき	辻堂東海岸2-6-18 TEL 36-5522	辻堂太平台1～2丁目 / 辻堂元町2～6丁目（2、3丁目は一部）
駒寄	ちびっこ	石川646-9 TEL 87-4155	大庭5200～5299、5400～5443、5500～5526
	ほしのこ	石川646-8 TEL 86-0008	石川 / 大庭5444～5499、5527～
俣野	なかよし	西俣野2665-1 TEL 82-7736	俣野小学校区の児童
長後	さくらんぼ	高倉2259-4 TEL 44-3208	国道467号線から藤沢湘南台病院側
	すまいる	長後707 TEL 46-7666	国道467号線から長後小学校側
新林 ※	かもめ	川名181-25 TEL 23-4092	下記以外の新林小学校区の児童
	つばめ	川名256-13 ナカ-湘南202 TEL 27-4747	川名
御所見	ごしょみ	宮原3557-5 TEL 48-6902	御所見小学校区の児童
秋葉台	いちょう	遠藤3096-2 TEL 87-4262	県道43号線（藤沢厚木線）より東側
	コスモス	遠藤3096-2 TEL 87-8030	県道43号線（藤沢厚木線）より西側
大清水	めだか	白旗1-4-11 TEL 81-1441	大清水小学校区の児童
小糸	たんぼぼ	大庭5062-1 TEL 86-6377	小糸小学校区の児童

※マークのある小学校区については、他事業者の運営する児童クラブもあります。詳細は18ページをご覧ください

小学校区	児童クラブ名	所在地と電話番号	住所区域
六会 ※	たいよう	亀井野495 TEL 83-2959	湘南台1丁目27~42番地、2丁目30~40番地、3丁目19~32番地 / 円行1丁目1~13番地、2丁目19~28番地 / 六会駅前高層住宅 / 亀井野259~589、637・638 (亀井野小部分を除く)
	おおぞら	湘南台2-13-8 神中第5ビル4階 TEL 46-7760	円行2丁目1~18番地、1775~1813番地、1857~2019番地 / 湘南台2丁目1~29番地、3丁目1~18番地、4丁目の一部
	そよかぜ	亀井野865-3 TEL 90-0030	亀井野590番地以降 (637・638番地台は除く) / 円行790~1180番地、1丁目15~22番地 在住の六会小学校の児童
天神 ※			天神小学校区の児童
藤沢 ※	さわやか	本町1-9-1 TEL 27-7782	国道467号線より北側
	かがやき	本町1-12-17 Fビル4階 TEL 22-1118	国道467号線より南側
石川	みつばち	石川1-1-21 TEL 88-8182	石川1丁目、石川3丁目1~6番地、19~24番地、33~36番地、石川4丁目1~10番、石川5丁目
	はちみつ	遠藤2023-17 環境事業ビル内1階南西部 TEL 21-7502	石川3丁目7~18番地、25~32番地、石川4丁目11~40番地、677番地-1、734番地、遠藤
中里	なかさと	宮原3557-1 TEL 48-4664	中里小学校区の児童
鵜沼 ※	ぼてんこ	本鵜沼2-4-27 TEL 50-2562	17ページをご覧ください
	ひだまり	本鵜沼2-4-27 TEL 23-1188	
富士見台	うさぎ	下土棚524-1 TEL 43-3243	
	菜の花	下土棚524-1 TEL 45-5566	
鵜沼南	よつば	鵜沼海岸4-7-34 2F TEL 33-8135	
	クローバー	鵜沼海岸4-7-34 3F TEL 33-8000	

今後の児童クラブについて (予定)

- 鵜沼小学校区 (第2 ぼてんこ) は、2026 年度から同一小学校区の他事業者へ運営の移管、移転を検討しております。

※詳細は以下にお問合せください

藤沢市役所 子ども青少年部青少年課 電話：0466-50-8251 (直通)

◇ 鵜沼小学校区、富士見台小学校区、鵜南小学校区の児童クラブをご利用する方へ

《隣接児童クラブ一括判定方式》

藤沢市の入所判定基準に沿ってより公平を期すべく、鵜沼小学校区、富士見台小学校区、鵜南小学校区の児童クラブにて試行します。「両児童クラブが同じ敷地内にあり、児童の通所に関して安全の配慮に大きな差がない」ことを前提とし、今後、財団が運営する他の小学校区においてもこの条件を満たす児童クラブに導入していくことを考えております。

【入所決定方法】

小学校区の児童クラブいずれも指定児童クラブとなり、判定点数の高い方から順に、住所区域の児童クラブ（下表参照）へ入所を決定いたします。

一方の児童クラブが定員に達した場合は住所区域に関係なく、もう一方の児童クラブへの入所決定となります。両児童クラブが定員に達し待機となった場合も住所区域に関係なく、空きが生じた児童クラブへの入所をご案内します。

小学校区	指定児童クラブ名	住所区域
鵜沼	ぼてんこ	鵜沼桜が岡1丁目、4丁目 / 本鵜沼1～3丁目 / 南藤沢の一部 / 鵜沼花沢町の一部 / 鵜沼橋1～2丁目 / 鵜沼石上（1丁目は一部）
	ひだまり	鵜沼神明2～5丁目 / 本鵜沼4～5丁目 / 辻堂元町
富士見台	うさぎ	引地川から東側のバス通りの南側
	菜の花	引地川から西側およびバス通りの北側
鵜南	よつば	鵜沼海岸1丁目、2丁目、4丁目 及び 住所区域がつばさ児童クラブだが就学指定校変更制度を利用し鵜南小学校に通う児童
	クローバー	鵜沼海岸3丁目、5丁目、6丁目、7丁目 及び 住所区域がはばたき児童クラブだが就学指定校制度を利用し鵜南小学校に通う児童

【入所申請時の注意事項】

- 新規申込み書の住所による指定児童クラブ欄には上記の表をご確認いただき、該当のクラブ名を入力してください。なお、継続申請の場合は指定児童クラブを記入する必要はありません。
- 両児童クラブが指定児童クラブとなるため、待機先として入力することはできません。待機先を希望する場合は、他事業者が運営する児童クラブまたは財団が運営する別小学校区の児童クラブを記載してください。両方記載する場合は、同小学校区の児童クラブが優先となります。
- 指定児童クラブのいずれかに入所後、住所区域の児童クラブに空きができて入所している児童クラブから移ることはできません。

◆ 「辻堂小学校区就学指定校変更制度」を利用し、「浜見小学校」または「鵜洋小学校区就学指定校変更制度」を利用し、「片瀬小学校」に就学指定校を変更し、児童クラブをご利用する方へ

藤沢市教育委員会の案内による、「辻堂小学校区就学指定校変更制度」及び「鵜洋小学校区就学指定校変更制度」を利用し就学指定校を変更する場合は、変更先の小学校区の児童クラブが指定児童クラブとなります。浜見小学校に変更される場合は『浜見児童クラブ』が指定児童クラブとなり、片瀬小学校に変更される場合は、『どんぐり児童クラブ』『いるか児童クラブ』が指定児童クラブになります。なお、いずれの小学校に変更した場合でも待機先として、辻堂小学校区及び鵜洋小学校区の児童クラブを記載することは可能です。

10 他事業者が運営する児童クラブ一覧

※財団での受付はできません。

小学校区	児童クラブ名	所在地	電話番号	法人名
大庭	おひさま子どもクラブ	大庭5307-2	86-3087	学校法人大竹学園
高谷	高谷子どもクラブ（西）	高谷8-12	27-9653	社会福祉法人高谷福祉会
	高谷子どもクラブ（東）	村岡東3-21-2 1階	22-9876	
	高谷子どもクラブ（東2階）	村岡東3-21-2 2階	65-0507	
八松	八松子どもクラブ（東1階）	辻堂元町3-1-8 1階	36-4150	
	八松子どもクラブ（東2階）	辻堂元町3-1-8 2階	90-3719	
	八松子どもクラブ（西）	辻堂元町1-12-16 2階	21-7266	
大越	グリーンクラブ湘南大越	善行坂1-17-13	90-5151	社会福祉法人喜寿福祉会
	グリーンクラブ湘南大越第2	善行2-25-15 サニールジデンス善行第6 2階	81-9119	
亀井野	亀井野やんちゃクラブ	亀井野4-4-2	21-8720	社会福祉法人葵福祉会
	かめの子クラブ			
六会	葵 KID' Sクラブ	亀井野646-2 2階	84-1120	
本町	しいのみクラブ	本町4-10-17	53-7711	社会福祉法人湘南児童福祉会
	さくらクラブ	本町2-6-17 本町小学校多目的室	55-2125	
天神	えとす児童クラブ	天神町2-6-3	90-4872	株式会社ハビリスデザイン
大鋸	湘南こども村 シリウス	大鋸1002-14	47-6801	株式会社アイ・エー・アイ
辻堂	あおぞら辻堂	辻堂東海岸1-12-27 1階	53-8669	特定非営利活動法人三楽
	なないろ辻堂	辻堂太平台1-6-4	47-9001	
鵠沼	あおぞら鵠沼	本鵠沼4-7-9 ウェルネス湘南第2ビル 2階	47-7003	
鵠洋	なないろ鵠洋	鵠沼桜が岡3-6-18	54-9444	
藤沢	Sky藤沢	大鋸2-9-7 KRC藤沢ビル1階	41-9955	
湘南台	あおぞら湘南台（仮称）	湘南台1丁目11-5	未定	
新林	Mo-ne新林児童クラブ	鵠沼石上2-11-2 湘南Kビル302号室	55-6055	株式会社キッズホーム樂
	Mo-neいしがみ児童クラブ	鵠沼石上2-11-19 インペリア砦上102-103	29-3830	
大道	テルソル・キッズクラブ	朝日町14-3 第3棟本ビル グレイス藤沢1階	53-8078	シャムーズ株式会社
村岡	ふじっこ学童クラブ	弥勒寺1-11-5-3	63-3971	一般社団法人Peace

※2025年4月開所予定（詳細は事業者にお問い合わせください。）

湘南台小学校区新児童クラブ 特定非営利活動法人三楽 藤沢支部 TEL：0466-33-5580

11.お問合せ・窓口受付

【公益財団法人 藤沢市みらい創造財団 青少年事業部 放課後児童育成課】

〒251-0054 藤沢市朝日町10-8 藤沢青少年会館2階

TEL 0466 (21) 6709

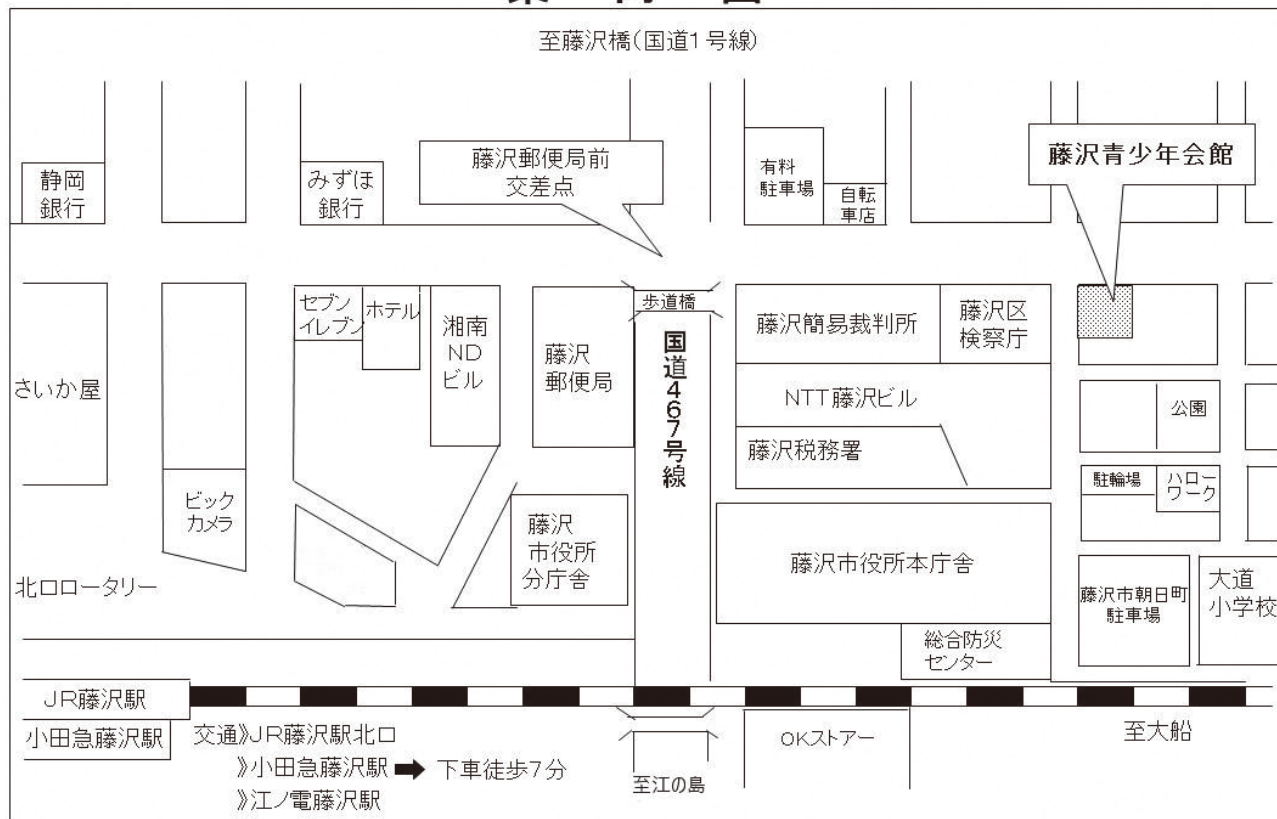
時間：午前8時30分～午後5時15分（受付窓口 午前9時～午後4時）

FAX 0466 (28) 0009 ホームページURL <https://f-mirai.jp>

詳細はこちら→
財団HP



案内図



※藤沢市朝日町駐車場ご利用の方は2時間無料となります。駐車券を受付にお持ちください。

